

連絡先	海事局 安全基準課 加藤、山田（内線43-933） Tel:03-5253-8636(直通) 総合政策局 環境・海洋課海洋室 重富、大嶋（内線24-374） Tel:03-5253-8267(直通)
-----	--

IMO「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際会議」の結果について ～我が国の提案によるTBT船舶用塗料等の規制のための新条約の採択～

標記国際会議は、平成13年10月1日から5日にかけてロンドンの国際海事機関（IMO）本部において、75カ国の参加のもと開催された。

本国際会議で、TBT(トリブチル・スズ^{**})等を含む有機スズ系船舶用塗料(TBT船舶用塗料)等の使用を規制するための新条約「船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約(仮称)」が採択された。

本条約が発効すると、TBT船舶用塗料の使用は世界的に禁止される。

1. 経緯

我が国は、TBT船舶用塗料が海洋生物へ与える悪影響（有害性、環境ホルモンの疑い）等を早期から認識し、政府及び造船業界、塗料業界等の関係者の協力の下、海運・造船のリーディングカントリーとして世界に先駆け、1992年から国内造船所でのTBT船舶用塗料塗布の完全使用自粛、1997年から国内塗料工場での製造中止等、TBT船舶用塗料に係る規制を自主的に推進してきた。国土交通省は、このような背景のもと、海洋環境保全のため、TBT船舶用塗料の世界的な規制が必要との観点から、IMOに対して本条約の策定を提案し、本国際会議が開催されることとなった。

2. 会議の結果

- (1) 本条約は、10月5日（金）に採択された。
- (2) 条約の概要は、次のとおり。

2003年1月1日以降は、TBT船舶用塗料の新たな塗布を禁止し、2008年1月1日以降は、既に塗布されているTBT船舶用塗料を船体から完全除去するか、同塗料が海水へ溶出しないよう塗膜を塗布することとなった。

今後、TBT船舶用塗料以外の塗料等が有害と判断される場合には、規制対象に追加される。

船舶が規制対象の塗料等を塗布しているか否かについては、旗国が検査により確認を行い、検査合格船舶には、証書が発給される。

また、外国船舶に対しては、寄港国が立入検査（ポートステートコントロール）をすることができる。

本条約は、25ヶ以上の国数が批准し、さらにそれらの国の船腹量の合計が世界の船腹量の25%以上に達した日の後の12ヶ月後に発効する。

* 「国際海事機関（IMO:International Maritime Organisation）」とは、国連の専門機関の1つであり、船舶の安全、海洋環境保全等に関する国際条約の策定等を行っている。

** 「トリブチル・スズ」とは、有機スズ系化学物質であり、船底部への貝等の付着を妨げるための防汚剤として塗料に含まれている。これを含む船舶用塗料は、防汚性能が非常に高く、世界的に急速に普及していた。

*** 「防汚方法」とは、船舶の船底部へ貝等が付着することによる推進抵抗の増加、燃費の悪化等を防ぐために船底部に塗布される塗料等の防汚方法の総称をいう。

1. IMOにおける審議経緯

- ・ 1980年代後半より、船舶用塗料に使用されている有機スズ（特に、TBT）が海水中に溶け出した際に海洋生物の成長阻害等の悪影響が生じることが問題視され、1990年11月のMEPC30（第30回海洋環境保護委員会）において、25m未満の船舶に対するTBT船舶用塗料の使用禁止等を勧告する決議(MEPC.46(30))が採択された。
- ・ 1996年7月のMEPC38において、我が国、オランダ及び北欧諸国からTBT船舶用塗料の使用についての世界的規制が必要と提案、具体的な審議を開始することが合意された。
- ・ 1999年11月のIMO第21回総会において、「TBT船舶用塗料を2003年1月1日以降船舶に新たに塗布することを禁止し、2008年1月1日以降船舶に塗布されていることを禁止（船体への存在の禁止）するための世界的な法的拘束力のある枠組み（条約）を策定する。」旨の総会決議(A.895(21))が採択された。
- ・ その後、MEPCにおいて累次にわたり検討が行われてきた結果、本年4月のMEPC46において、新条約の発効要件等の一部の規定を除き、条約案が承認されたところである。

2. 新条約の概要

- ・ 新条約は、船舶用塗料等による海洋環境及び人への悪影響を減少させることを目的としている。
- ・ 新条約は、本文及び4つの附属書から構成されており、新条約の締約国は、附属書1（使用禁止塗料リスト）に掲載された塗料を使用してはならないこととなっている。（現在の附属書1には有機スズ化合物が記載されている。）（別紙2参照）
- ・ また、将来的にTBT以外の物質で新たに規制すべきものがでてくれば、IMOにおける専門家による検討を経た上で、その物質を附属書1に追加するか否かを決定できることとなっている。

船舶についての有害な防汚方法の管理に関する国際条約の構成

条約本文

第1条	一般的義務	
第2条	定義	
第3条	適用	原則、全ての船舶が適用
第4条	防汚方法の管理	自国船舶及び管轄内船舶の防汚方法の管理
第5条	附属書1廃棄物の管理	
第6条	防汚方法の管理の改正手続き	附属書1の改正手続き
第7条	技術グループ	附属書1改正提案の検討のための技術グループの構成
第8条	科学・技術的研究並びにモニタリング	防汚方法の管理のための研究・モニタリングの促進
第9条	情報の送付	防汚方法、代行検査団体等の関係情報の回章
第10条	検査及び証書	
第11条	船舶の監督及び違反の発見	外国船舶の監督(PSC)
第12条	違反	
第13条	船舶の出航の不当な遅延の回避	
第14条	紛争の解決	
第15条	国連海洋法条約との関係	
第16条	改正	条約改正の手続き
第17条	署名、批准、受諾、承認及び加入	
第18条	効力発生	25ヶ以上の国数が批准し、船腹量の合計が世界の船腹量の25%以上に達した日の後の12ヶ月後に発効
第19条	廃棄	
第20条	寄託	
第21条	用語	

附属書1：使用禁止リスト

2003年 1月 1日以降	2008年 1月 1日以降
TBT 船舶用塗料の新たな塗布の禁止	TBT 船舶用塗料の船体への存在(残留塗料)の禁止又は同塗料の溶出防止塗膜(シラコート)の塗布

附属書2：使用禁止リストを変更する際の最初の検討事項**附属書3：使用禁止リストを変更する際の包括的な検討事項****附属書4：防汚方法の要件及び検査**

第1規則	検査	対象：国際航海に従事する総トン数400トン以上の船舶 種類：初回の検査(船舶就航前) 変更時の検査(防汚方法変更時)
第2規則	国際防汚方法証書の発給並びに裏書	・国際防汚方法証書の発給・検査時の証書裏書 ・国際防汚方法証書の様式は付録1に規定
第3規則	旗国以外の締約国政府による国際防汚方法証書の発給及び裏書	
第4規則	国際防汚方法証書の効力	
第5規則	宣誓書	・国際航海に従事する総トン数400トン未満かつ長さ24m以上の船舶の防汚方法の使用を示す宣誓書の保持 ・宣誓書の様式は付録2に規定

